

# 記載例

(一般債権・債務名義【公正証書】・差押債権【貯金・ゆうちょ銀行】)



収入  
印紙

## 債権差押命令申立及び陳述催告申立書

平成27年 4月 1日 申立日

盛岡地方裁判所

支部 御中

押印

申立債権者

盛岡 桜子

印

平日の8:30~17:00  
の間に連絡の取れる番号を  
記載してください。

T E L ○○○ - ○○○ - ○○○○  
F A X ○○○ - ○○○ - ○○○○  
携帯電話 ○○○ - ○○○○ - ○○○○

当事者，請求債権及び差押債権の表示 別紙目録記載のとおり

### 申立の趣旨

- 債権者は債務者に対し，別紙請求債権目録記載の執行力ある債務名義の正本に表示された上記請求債権を有しているが，債務者がその支払をしないので，債務者が第三債務者に対して有する別紙差押債権目録記載の債権の差押命令を求める。
- 上記債権差押命令申立事件について，第三債務者に対し，民事執行法第147条1項に定める陳述の催告をされたく申し立てる。

### 添付書類

- |                 |    |
|-----------------|----|
| 1. 執行力ある債務名義の正本 | 1通 |
| 2. 同送達証明書       | 1通 |
| 3. 商業登記事項証明書    | 1通 |
| 4. 委任状          | 通  |
| 5. 住民票          | 1通 |
| 6. 戸籍謄本         | 1通 |

※郵政民営化前の郵便貯金を差し押さえる場合は、第三債務者が「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」になる場合があります、その場合は書式も異なりますのでご注意ください。



捨印は各目録の「写し」には押さないでください。

## 当事者目録

(住所) 〒020-8520

岩手県盛岡市内丸9番1号

(債務名義上の住所) 岩手県花巻市花城町8-26

債権者

もりおか さくらこ  
盛岡 桜子

(債務名義上の氏名) 石割 桜子

(送達場所) 住所と同じ 就業場所

〒 \_\_\_\_\_

(送達受取人)  \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ )

あなた以外の人に宛てて書類を送ってほしい場合に記載してください。

送達受取人とあなたとの関係を記載してください。

(住所) 〒020-8520

岩手県盛岡市内丸9番50号

(債務名義上の住所) \_\_\_\_\_

債務者

いしわり たろう  
石割 太郎

(債務名義上の氏名) \_\_\_\_\_

(住所) 〒000-0000

東京都〇〇区〇〇〇町〇丁目〇番〇号

第三債務者

株式会社ゆうちょ銀行

(代表者) 代表取締役 代表執行役 代表理事 理事 取締役

(氏名) 〇 〇 〇 〇

(送達場所) 〒000-0000

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

株式会社ゆうちょ銀行 〇〇貯金事務センター

貯金の有無や支払状況の調査に関する担当貯金事務センターを記載してください。

「請求債権目録」とは、あなたが債務者に請求する債権の内容を記載するものです。債務名義の表示に従って記載してください。

捨  
印

## 請 求 債 権 目 録

盛岡 地方法務局所属公証人 甲野 乙男 作成の執行力ある平成 〇〇 年  
第 〇〇〇 号 〇〇〇〇 契約公正証書正本に表示された下記金員及び執行費用

記

- 1 元 金 金 1,500,000 円  
ただし、平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日の  金銭消費貸借契約  \_\_\_\_\_ 契約  
に基づく  貸付金  金 2,000,000 円の残金

<遅延損害金の計算式>

$$1,500,000 \text{ 円} \times 244 \text{ 日 (8/1} \sim \text{4/1)} \\ \div 365 \text{ 日 (うるう年は 366 日)} \times 5\% \\ = 50,136 \text{ 円 (小数点以下切捨)}$$

- 2 遅延損害金 金 50,136 円  
ただし、上記1の  金員  金員の内金 \_\_\_\_\_  
に対する平成 26 年 8 月 1 日から平成 27 年 4 月 1 日まで  
年 5 パーセントの割合による金員

遅延損害金の終期は申立の当日までに限定して算出してください。

債務者は、平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日を支払日とする割賦金の支払を怠ったため、約定により同日の経過をもって当然に期限の利益を喪失した。

- 債務者は、平成 26 年 6 月 30 日及び平成 26 年 7 月 31 日を支払日とする割賦金の支払をいずれも怠り、その額が 100,000 円に達したので、約定により、平成 26 年 7 月 31 日の経過により当然に期限の利益を喪失した。

支払いを2回以上怠り、その額が10万円に達したときは当然に期限の利益を失う旨の約定がある場合の記載例です。

- 3 執行費用 金 14,558 円  
(内訳)

本申立手数料	金	<u>4,000</u> 円
差押命令正本送達費用	金	<u>2,778</u> 円
商業登記事項証明書交付手数料	金	<u>600</u> 円
本申立書作成及び提出費用	金	<u>1,000</u> 円
執行文付与手数料	金	<u>1,700</u> 円
送達証明書交付手数料	金	<u>250</u> 円
執行証書謄本送達手数料	金	<u>1,400</u> 円
執行証書謄本交付手数料	金	<u>1,750</u> 円
執行証書謄本送達費用	金	<u>1,080</u> 円

公証人役場で領収書をもらい、その額を記載してください。  
※申立書に領収書を添付してください。

合 計 金 1,564,694 円

1~3の合計額(★)

「差押債権目録」とは、差し押さえる債権の額と内容を記載するものです。



## 差 押 債 権 目 録

金 1, 564, 694円

請求債権目録の合計額（★）を超えることはできません。

ただし、債務者が第三債務者（〇〇貯金事務センター扱い）に対して有する下記貯金債権及び同貯金に対する預入日から本命令送達時までに既に発生した利息債権のうち、下記に記載する順序に従い、頭書金額に満つるまで。

記

- 1 差押えのない貯金と差押えのある貯金があるときは、次の順序による。
  - (1) 先行の差押え、仮差押えのないもの
  - (2) 先行の差押え、仮差押えのあるもの
  
- 2 担保権の設定されている貯金とされていない貯金があるときは、次の順序による。
  - (1) 担保権の設定されていないもの
  - (2) 担保権の設定されているもの
  
- 3 数種の貯金があるときは、次の順序による。
  - (1) 定期貯金
  - (2) 定額貯金
  - (3) 通常貯蓄貯金
  - (4) 通常貯金
  - (5) 振替貯金
  
- 4 同種の貯金が数口あるときは、記号番号の若い順序による。

なお、記号番号が同一の貯金が数口あるときは、貯金に付せられた番号の若い順序による。

【株式会社ゆうちょ銀行用】